

社会保険の扶養家族に該当しませんか？

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

社会保険などの健康保険に加入されている方の扶養家族は、その健康保険に加入することができます。町の国民健康保険には扶養という制度がなく、0歳から74歳まで一律に保険料がかかりますが、社会保険の保険料は被扶養者が増えても金額が変わりません（※）。

社会保険に被扶養者として加入できるかどうかは、生活の実態や実情により各保険者が総合的に判断しますので、加入を希望する健康保険の担当者にご相談ください。

※40歳から64歳の方は、介護保険料を徴収されることがあります。

75歳以上の方は、「後期高齢者医療制度」の被保険者となるため、社会保険の扶養には入れません。

■ 扶養者の認定

扶養者と認められるためには、基準を満たす必要があります。

○被扶養者の範囲（被保険者との関係により、同居の要否が異なります）

- (1) 被保険者と同居していなくてもよい方
…配偶者（内縁も含む）、子、孫、弟妹、父母、祖父母などの直系尊属
- (2) 被保険者と同居していることが必要な方
…(1)以外の3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子

○収入要件（保険者によって異なる場合があります）

年間の収入が130万円未満（60歳以上または障がい者の場合は、年間収入が180万円未満 かつ

同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の年間収入の半分未満

別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満



●社会保険に被扶養者として加入した場合は、国民健康保険の資格を喪失する手続きが必要です

【場 所】 住民福祉課 国保年金係（1階②番窓口）

【持ち物】 新しい社会保険などの健康保険証（加入した全員のもの）、今まで使っていた国民健康保険証、マイナンバーカードまたは通知カード、印鑑

※通知カードの場合は、届出（申請）者の本人確認書類（運転免許証等）も必要です。

年金生活者支援給付金制度のお知らせ

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111 / 岡谷年金事務所 ☎23-3661

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

【対象者】

①老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たしている方

- ・65歳以上
- ・世帯員全員の住民税が非課税
- ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が**約88万円以下**

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が**約462万円以下の方**

【請求手続き】

①新たに年金生活者支援給付金を受け取る方

今回初めて対象となる方には、日本年金機構より請求手続きのご案内が送付されていますので、同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または住民福祉課 国保年金係（1階②番窓口）で手続きをしてください。



①の方は、請求手続きはお早めに！
不審な電話や案内には
ご注意ください